

九州国際大学における  
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第5版】

令和4年3月9日

九州国際大学

## はじめに

本学における新型コロナウイルスの感染症対策については、政府・自治体からの通知等に基づき、このたび「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を改訂しましたので、学生・教職員の皆さんにお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応は長期化が予想されますが、引き続き「新しい生活様式」を実践し、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動を徹底するなど、一人ひとりが行動変容するようご協力をお願いいたします。

ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待され、政府として感染防止のためワクチン接種を推奨しています。また、ワクチン接種は希望者に対する接種であり、義務化するものではありませんが、学外授業や課外活動を行う場合には、できるだけワクチン接種していただくことを推奨いたします。

### <第5版改訂にあたり>

現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向であるものの、高止まりの状態が続いており、今後も予断を許さない状況であるため、引き続き基本的な感染対策を強化・徹底する必要があります。

このたび、政府・自治体等の通知に基づき、マニュアルを修正いたしましたので、引き続き、学生・教職員の皆さんはマニュアルに基づき行動するようお願いいたします。

なお、このマニュアルは感染防止対策の基本となるものであり、今後政府・自治体の通知等により大幅な変更が必要となった場合に改訂することといたします。

## 目 次

1	基本的な感染防止対策	3
2	授業における感染防止策	4
3	学内施設の利用における感染防止策	5
4	課外活動・寮における感染防止策	8
5	体調不良等の場合の対応	1 1
6	濃厚接触者・感染者への対応等	1 2
7	感染予防の啓発活動	1 3
8	国内の移動について	1 4
9	海外への渡航について	1 4
1 0	学内行事・イベントについて	1 5
1 1	懇親会、学外活動等の宿泊について	1 5
	別添資料	1 6

## 1 基本的な感染防止対策

感染予防と感染拡大を防止するためには、①「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場所）を徹底的に避ける、②「マスクの着用」、「手洗い」、「人と人との距離の確保」を徹底する、③「新しい生活様式」を実践する、④感染リスクが高まる「5つの場面」を避けて行動することがとても重要である。また、新型コロナウイルスの変異株は強い感染力を有していることから、ワクチン接種後もマスクを着用するなど、基本的な感染防止対策を徹底する必要がある。

一人ひとりが基本的な感染防止対策を継続することで自分自身や大切な人（家族・仲間）の命・健康を守ることに つながるため、以下の取り組みを遵守すること。



### <基本的な感染防止対策>

#### 1 マスク着用の徹底について

- 通学・通勤時、大学内では必ずマスクを着用すること。  
ただし、①屋外で十分な身体的距離が確保できる場合、②気温・湿度が高い日で熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合、③体育の授業の場合を除く（マスクを外すときは、ゴムひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、マスクの表面には触れないように注意すること）。
- 顔とマスクとの間に隙間ができないように着用すること。
- ワクチン接種後も必ずマスクを着用すること。
- 感染予防効果の高い「不織布マスク」の着用を推奨する。

#### 2 人と人との距離確保の徹底について

- 授業を受講するとき、人と会話するとき（休憩時間中も同じ）は、可能な限り十分な身体的な距離（できれば、2メートル、最低1メートル）を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けること。
- 休憩時間中は「大声」での会話は控えること。また、食事をするときは、会話しないこと。

#### 3 換気の徹底について

- 屋内では扉・窓を常時開放すること。  
ただし、気温や気象状況等によって常時開放することが困難な場合は、30分ごとに1回以上5分程度、窓を全開すること。
- 換気設備（換気扇、各教室はサーキュレーター配置）を適切に使用して換気を行うこと。
- エアコン使用時でも必ず換気を行うこと。

#### 4 手洗い・手指消毒の徹底について

- せき、くしゃみ、鼻をかんだとき、食事の前後、トイレのあと、器具・

用具を共用で触ったときは、30秒程度、水と石けんで丁寧に手洗いを  
行うこと。

- 各建物の入口付近に消毒液を設置するので、入館する場合は手指の消毒  
を行うこと。

#### 5 体調管理の徹底について

- 抵抗力を高めるため、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」及び「十分  
な睡眠・休養」を心がけた生活を続けること。
- 1日2回（朝：登校・出勤前、夕：帰宅後）、各自で検温し、発熱や風邪症  
状がある場合は登校・出勤を控え、自宅で療養すること。
- 発症（発熱・風邪症状）したときのために、日頃から行動を記録してお  
くこと。

#### 6 体調の異変や新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の相談先

- かかりつけ医に電話で相談すること。  
受診する際は、必ず事前連絡の上、医療機関の指示に従うこと。  
（注）検査を希望すれば全ての方が検査可能となる訳ではない。  
検査については、医師の総合的な判断が必要。
- かかりつけ医のない場合、または、かかりつけ医では検査できない場合  
などは、相談ナビダイヤルに連絡すること。  
北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル  
TEL：0570-093-567（24時間受付）

#### 7 接触確認アプリ等の利用について

- 感染防止対策のため、接触確認アプリ（COCOA）をインストールす  
ることを推奨する。

#### 【厚生労働省】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

## 2 授業における感染防止策

授業については、感染防止策を最大限講じた上で、「対面授業」を行う。ただし、感染状況により「遠隔授業」を行うことがある。なお、授業に関する基本方針及び具体的方法については、別に定める。

「対面授業」及び「学外での活動」を行う場合は、以下の点に留意し、感染対策を徹底すること。

### (1) 授業開始前の対策

- ① 教室入退出の分散を図るため、複数の出入口（教室前方・後方）を使用する。
- ② 授業を行う（受講）前に各自で手指消毒を行う（PC教室・システムカフェ利用は全員徹底すること）。
- ③ 担当教員は、受講生全員のマスク着用を確認する。
- ④ マスクを着用していない受講生には生協等での購入を促す。

- ⑤ 座席指定がある授業は指定された場所に着席するよう指示する(×印箇所は使用不可)。
- ⑥ 出席管理は、学生が密集・密接(対話)しないよう人数を区切りながら行う。

## (2) 授業中の対策

- ① 授業中は扉・窓を常時開放する。なお、気温や気象状況等によって常時開放することが困難な場合は、30分ごとに1回以上5分程度、窓を全開すること。
- ② 換気する場合は、2方向の窓・扉を同時に開けること。
- ③ 換気のための設備を必ず使用する(換気扇、サーキュレーターを使用)。
- ④ 担当教員は感染予防効果の高い「不織布マスク」を着用する。
- ⑤ ミニッツペーパーは使用しない(KIUポータルのクリッカー等を使用する)。
- ⑥ 対面でのディスカッションやグループワークでは、身体的な距離(できれば2メートル、最低1メートル)を確保し、会話の際はできるだけ真正面を避けること。
- ⑦ 近距離で一斉に大声で話す授業方法は行わない。
- ⑧ 全教室(ゼミ教室を除く)に飛沫拡散防止のためのパーテーションを設置する。

## (3) 授業終了後の対策

- ① 消毒用キット(消毒液、ビニール袋、ビニール手袋、キッチンペーパー)を各教員に準備する。なお、キットの補充が必要な場合は、各教員が学生支援室(非常勤講師は非常勤講師室)で補充する。
- ② 担当教員は使用した機材・設備(マイク、PC、カードリーダー、照明・空調設備のスイッチ、ドアノブ)の消毒を行う。
- ③ 授業終了後は各自で手洗い(30秒程度)又は手指消毒を行う。

## (4) 休憩時間中の対策

- ① 教室棟(2号館・3号館)の各フロアの扉・窓は常時開放する。
- ② 近距離での真正面による会話は控える。
- ③ 「大声」での会話は控える。
- ④ 飲食する場合は会話しないこと。会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。
- ⑤ こまめな手洗い(30秒程度)又は手指消毒を行う。

## (5) 学外活動(フィールドワーク、PBL等)の対策

- ① 教員は、活動開始前に学生の検温と体調を確認し、発熱や咳などの風邪症状がある場合は、症状が軽くても活動を認めないこと。
- ② 活動中は必ず「マスクの着用」「手洗い(手指消毒)」及び「身体的距離の確保」や屋内では「換気」を徹底すること。
- ③ 参加する学生は、学外での行動を記録し保管しておくこと。

# 3 学内施設の利用における感染防止策

学内施設を利用する場合は、以下の点に留意し、感染対策を徹底すること。

## (1) 研究棟(研究室)での対策

- ① 研究棟の出入りは、教員との面談を除き、原則学生の立入りを禁止する。
- ② 研究棟の入口に消毒液を設置する。
- ③ 研究棟に入館する場合は、必ず手指消毒を行う。
- ④ 研究室を利用する場合は、扉・窓を常時開放する。
- ⑤ 研究室内の学生指導は、できるだけ真正面を避けて、短時間で済ませる。
- ⑥ 学生を指導する場合は、身体的距離を確保(できれば2メートル、最低1メートル)し、

1名までとする。

- ⑦ 身体的距離を確保できない場合はできるだけ距離を離し、換気を行う。
- ⑧ 同時に複数（2名以上）の学生を指導する場合は、身体的距離の確保及び換気が十分行えるところで行う（各フロア、2号館1階基礎教育センターなど）。
- ⑨ 各階のソファを使用する場合は、できるだけ真正面を避けて、身体的距離を確保（できれば2メートル、最低1メートル）する。
- ⑩ エレベーターは、極力使用せず、階段を利用する。やむを得ず使用する場合は、ボタンは直接指で触れない、マスクを着用し、会話を控える。
- ⑪ エレベーターの利用可能人数は2名までとする。

## (2) PC教室での対策

- ① 教室入退出の分散を図るため、複数の出入口（教室前方・後方）を使用する。
- ② 授業を行う（受講）前に各自で手指消毒を行う（システムカフェも同じ）。
- ③ 受講生全員のマスク着用を確認する。
- ④ マスクを着用していない学生には生協等での購入を促す。
- ⑤ 教室内は指定された場所に着席するよう指示する（×印箇所は使用不可）。
- ⑥ 授業中は扉・窓を常時開放する。
- ⑦ 換気のための設備を必ず使用する（換気扇、サーキュレーター使用）。
- ⑧ 担当教員は感染予防効果の高い「不織布マスク」を着用する。
- ⑨ 担当教員は使用した機材・設備（マイク、PC、カードリーダー、照明・空調設備のスイッチ、ドアノブ）の消毒を行う。
- ⑩ 出席管理は、学生が密集・密接（対話）しないよう人数を区切りながら行う。
- ⑪ 授業終了後は各自、手洗い（30秒程度）又は手指消毒を行う。

## (3) 事務室での対策

- ① 入館の際は、手指の消毒を行う。
- ② 扉・窓を常時開放して換気を行う。
- ③ 窓口には、「待ち列」用シールを貼り、身体的距離の確保（できれば2メートル、最低1メートル）を促す。
- ④ 身体的距離を確保できない場合はできるだけ距離を離し、換気を行う。
- ⑤ 食事中に会話しないこと。
- ⑥ 共用部分（コピー機、プリンター、電話機等）の定期的消毒を行う。

## (4) 図書館での対策

- ① 入館の際は、手指の消毒を行う。
- ② 扉・窓を常時開放する。
- ③ 身体的距離を確保（できれば2メートル、最低1メートル）するため、対面の座席を減らす。

## (5) 体育施設（平野記念館）での対策

### （アリーナ、武道場、重量挙げ練習場）

- ① 入館の際は、手指の消毒を行う。
- ② 使用者は扉・窓を常時開放する。
- ③ 共用するスポーツ器具は、使用した者が使用後に必ず消毒する。
- ④ 担当職員は更衣室内、複数の利用者が触れる場所（ドアノブ、スイッチなど）をこまめに消毒する。

- ⑤ スポーツを行う際は十分な距離の確保、位置取りなどに注意する。
- ⑥ スポーツドリンク、ペットボトル、タオルは共有しない。

#### (トレーニングルーム)

- ① 当面、使用時間と人数制限を行う。
- ② 入室前の検温と器具の使用前と使用後は30秒程度、水と石鹸で丁寧に手洗いを行う。
- ③ 発熱や風邪症状などがある場合は使用を認めない。
- ④ 使用者はマスクを着用し、事故防止のため、運動強度を落として使用すること。
- ⑤ 担当職員は扉・窓を常時開放する。
- ⑥ トレーニングマシンは、使用者同士の距離（できれば2メートル、最低1メートル）を空けて使用する。
- ⑦ 対面・大声での会話やハイタッチなどの行動は控える。
- ⑧ 使用した器具、血圧計、体脂肪計は、使用した者が使用後に必ず消毒する。

#### (部室)

- ① 当面の間、部室の使用は、許可制とし、使用時間と人数制限を行う。
- ② 使用を希望するサークルは、「施設使用願」を提出し、「使用者名簿」を提出すること。
- ③ 使用するときは、扉・窓を常時開放する。

### (6) 学生食堂での対策

- ① 座席の配置は、対面での接触を減らすため、座席を減らす。
- ② 飛沫防止のためのパーテーションを設置する。
- ③ フロアマーカの設置により人との距離を確保する。
- ④ 換気を徹底する（常時窓を開ける、サーキュレーター・空気清浄機・二酸化炭素濃度測定器使用）。
- ⑤ 学食利用の前後は、必ず手指を消毒すること。
- ⑥ 飲食する場合は会話しないこと。会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。
- ⑦ テーブルや椅子（特に取っ手部分）の消毒を行う。
- ⑧ 学食のカウンターに飛沫防止のパーテーション等を設置する。
- ⑨ 学食のスタッフは1日2回の検温と体調チェックを行うなど健康面の管理を徹底する。

### (7) 保健室での対策

- ① 基本的に入室は不可とする。
- ② 健康相談については、電話もしくはメール、カウンター（シールド越し）で対応する。
- ③ 応急処置（ケガ等）は、通常通り対応する。ただし、保健室に入室できるのは本人のみとし、入室前は検温を実施する。急患以外は、カウンター（シールド）越しで対応する。
- ④ 学生に処置を行う場合は、必要に応じて、手袋やフェイスシールドを着用する。
- ⑤ 大学構内で風邪症状等が出た場合は、大学保健室に来室せず、他者との接触は出来るだけ避け、速やかに帰宅して休養する。

### (8) その他施設関係の対策

#### (会議室)

- ① 会議中は必ずマスクを着用する。
- ② 「大声」は控える。
- ③ 扉・窓を常時開放して換気を行うとともに、サーキュレーターを使用する。
- ④ 身体的距離を確保（できれば2メートル、最低1メートル）し、座席を減らす。

#### (やわらかカフェ)



- ① 学生相談については、電話もしくはメールのみ対応する。
- ② 対面での面談については、時間の制限を行う。
- ③ 室内での飲食は禁止する。
- ④ 座席を減らす。
- ⑤ 利用時間は1時間以内とし、静かに過ごすよう指導する。
- ⑥ カウンセラーは、扉・窓を常時開放して換気を行う。

#### (女子部屋)

- ① 対面での接触を防ぐため、座席を減らす。
- ② 飛沫防止のため、食事中に会話しないこと。
- ③ 使用する学生は、扉・窓を常時開放して換気を行う。
- ④ 当面、利用時間は1時間以内とする。

#### (売店：生協)

- ① マスクの小売販売を行う。
- ② 生協スタッフは、扉・窓を常時開放して換気を行う。

#### (学生フリースペース)

- ① 対面での接触を防ぐため、座席を減らす。
- ② 当面、利用時間は1時間以内とする。

#### (1号館1階スペース)

- ① 対面のテーブルを撤去する。

#### (エレベーター)

- ① エレベーター利用は、原則として使用禁止とする（障害を抱えた学生を除く）。
- ② 例外的に使用する場合は、ボタンは、直接指で押さない。

#### (トイレ)

- ① 水と石けんによる手洗い（30秒程度）を徹底する。
- ② 次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いて、定期的に消毒（床を含め）を行う。
- ③ 換気扇による換気又は常時窓を開放する。
- ④ 「待ち列」用シールを貼り、身体的距離の確保（できれば2メートル、最低1メートル）を促す。

## 4 課外活動・寮における感染防止策

課外活動（サークル）については、一般社団法人大学スポーツ協会や各競技団体等が示すガイドラインに従い、感染リスクの高い活動は制限するとともに、以下の点に留意し、感染対策を徹底すること。

### (1) 全サークル共通事項

- ① サークルにおける「感染防止対策」を部内で共有し学生に周知されていること。
- ② サークルの顧問・指導者・コーチ（以下「サークル管理者」という。）は、毎日2回（朝・夕）の検温と体調に関する記録を「健康観察・行動記録表」に記入するよう学生に指導すること。
- ③ サークル管理者は、活動開始前に学生の検温と体調を確認し、発熱や咳などの風邪症状がある場合は、症状が軽くても活動を認めないこと。
- ④ 登下校時、大学内では必ずマスクを着用すること。
- ⑤ 練習の開始前・休憩中・終了後においても必ずマスクを着用すること。

- ⑥ マスク着用が遵守されていない場合は、活動を禁止する。
- ⑦ 会話する場合は、相手との距離（できれば2メートル、最低1メートル）を確保し、必ずマスクを着用すること。
- ⑧ 緊急事態宣言の発令など警戒が必要な時期においては、グループ練習は少人数とし、身体的接触を伴わない練習を行うこと。
- ⑨ 屋内競技は、換気の悪い密閉空間にならないよう注意し、扉・窓を常時開放する。
- ⑩ 常に手洗い・うがい、手指の消毒を心がけること。また、手洗いと同時に「洗顔」も行うこと（活動終了後は必ず手洗いを徹底する）。
- ⑪ スポーツドリンク、ペットボトル、タオルは絶対に共有しない。
- ⑫ 設備・用具の共用はできる限り避けること。やむを得ず共用する場合は、使用した者が使用後に必ず消毒する。
- ⑬ サークル管理者は、部員が濃厚接触者に特定された場合や、PCR検査を受けることになった場合は、すみやかに学生支援室に報告し、合わせて対象学生の「健康観察・行動記録表」を提出すること。
- ⑭ サークル管理者は、感染した学生や濃厚接触者に特定された学生の支援を行うこと（心のケアと復帰までのサポートも併せて行うこと）。
- ⑮ サークル内で感染者が発生した場合又は濃厚接触者（感染が疑われる場合も含む）に特定された場合は、当該サークルの活動を禁止する。  
また、保健所から当該サークルにおける濃厚接触者の範囲の特定が終了し、感染拡大の可能性が低いと大学が判断した場合は、サークル活動の再開を許可する。  
なお、サークル活動禁止期間中の公式戦出場の取扱いについては、感染の収束状況、公式戦の内容及び主催者の開催可否の判断等を踏まえ、大学が総合的に判断し出場の可否を決定する。
- ⑯ 練習試合・公式試合の参加については、学生部長に申請し、許可を得ること。

## (2) 寮における感染防止対策について

寮では集団生活を行うため、共用する施設も多く、平常時から一人ひとりが基本的な感染防止対策を徹底し、「3つの密」を徹底的に回避する対策を講じた上で、集団感染の防止に努めなければならない。

### <寮における基本的な感染防止対策>

- ① マスク着用を徹底すること。（部屋を出る時、部屋で友人と会話をする時は必ず着用）
- ② 屋内では常時窓を開ける又は定期的（30分ごとに1回以上5分程度、窓を全開する）に換気を行う。
- ③ 人と会話するときは距離（できれば2メートル、最低1メートル）を確保する。
- ④ 手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ⑤ 「健康観察・行動記録表」を毎日記録する。

### ① 体調管理の徹底について

- ア 抵抗力を高めるため、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」及び「十分な睡眠・休養」を心がけた生活を続ける。
- イ 寮生は、1日2回（朝・夕）の体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録する。

- ウ サークル管理者は、寮生に対し発熱や咳などの風邪症状が出た場合は、直ちに報告するよう指導する。
  - エ サークル管理者は、寮生が発熱や咳などの風邪症状がある場合は、症状が軽くても活動を認めない。
- ② 寮室の感染防止対策について
- ア 寮室では定期的（30分ごとに1回以上5分程度、窓を全開する）に窓を開けて換気を行う。
  - イ 寮室に同室者がいる場合は、近距離での大声での会話を避ける。
  - ウ 自室以外の寮室を訪れる場合や共用施設を利用する場合は必ずマスクを着用する。
  - エ 生活用品や寝具は共用しない。
- ③ 食堂の感染防止対策について
- ア 食堂を同時に利用する人数や時間を制限する。
  - イ **食事中の会話は禁止する。** 会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。
  - ウ 飛沫防止のためのパーテーションを設置する。
  - エ 対面で着席せず座席の間隔を空ける。
  - オ 箸・コップは共用しない。
  - カ 食堂内に消毒液を設置する。
  - キ 自分の座るテーブル・座席はアルコールで消毒する。
  - ク 食堂の利用前後に手洗い（30秒程度）を徹底する。
  - ケ 食事中は窓を開けてサーキュレーター等で空気の流れを作り換気を行う。
  - コ バイキング形式や鍋など共用する料理は提供せず、個々人に取り分けて提供する。
  - サ 食堂のカウンターに飛沫防止のパーテーション等を設置する。
  - シ 食事時間終了後は、テーブル、配膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。
  - ス 食堂のスタッフは1日2回の検温と体調チェックを行うなど健康面の管理を徹底する。
- ④ 浴室の感染防止対策について
- ア 浴室を同時に利用する人数や時間を制限する。
  - イ 脱衣所・浴室は定期的に窓を開け、利用中も換気扇を常時使用して換気を行う。
  - ウ 脱衣所、浴室内で、大声で会話しない。
  - エ タオル・ブラシ・ドライヤーなどは共有せず、個人のものを使用する。
  - オ 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体は制限しない。
  - カ 浴室・浴槽は通常の清掃を行う。
  - キ 脱衣所で複数人が触ったドアノブ・照明器具のスイッチなどは定期的（1日数回）に消毒する。
- ⑤ トイレ・洗面所の感染防止対策について
- ア トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、タオルは共用しない。
  - イ ドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的（1日数回）に消毒する。
  - ウ トイレは窓を開ける又は換気扇を常時使用して換気を行う。
- ⑥ その他の感染防止対策について
- ア その他の共用設備（エレベーター、エアコン、自動販売機など）のボタンやドアノブ

など複数人が触る部分は定期的（1日数回）に消毒を行う。

イ 清掃を行う場合は、密な環境にならないように注意する。

⑦ **感染が疑われる場合の対応について【サークル管理者が対応する項目】**

ア 発熱や咳などの風邪症状があり、症状がすぐにおさまったとしても、症状が消滅した後2日を経過するまで、個室を用意し、部活動や寮生活等の集団活動には参加させないこと。

イ 発熱・風邪症状のある寮生又はPCR検査を受けて検査結果待ちの寮生については、個室利用者は自室で療養し、同室利用者は個室で療養する。なお、個室の確保ができない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めるよう指導する。また、1メートル以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。

ウ 発熱・風邪症状のある寮生又はPCR検査を受けて検査結果待ちの寮生はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合は他の寮生と使用時間を避けて、使用した物品は消毒を行う。

エ 以下の症状がある場合は、かかりつけ医もしくは「北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル」に相談する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル TEL:0570-093-567

⑧ **感染者が発生した場合の対応について【大学・サークル管理者が対応する項目】**

ア PCR検査の結果、寮生が「陽性」と判定を受けた場合は、当該寮生の入院等の対応を行うとともに、保健所の指示に従い、行動記録の作成や寮内の消毒などを行う。

イ 寮内でPCR検査を行う場合は、保健所の指示のもと大学とサークル管理者で連携して対応する。

ウ 感染した寮生以外でPCR検査の結果、「陰性」となった寮生は、陽性者と最後に接触した日を起点（0日目）として、7日間の健康観察を行うため、大学とサークル管理者で連携して対応する。

エ 感染した寮生やその他の寮生の心のケアと復帰までのサポートは、大学とサークル管理者で連携して対応する。

## 5 体調不良等の場合の対応

学生が風邪等の症状があり、体調不良となった場合は、資料1「新型コロナウイルス対策用フローチャート」に基づき、それぞれの症状に応じて対応するため、日頃から可能な限り資料4「健康観察・行動記録表」を記録しておくこと。

教職員については、資料3「新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の対応」のとおりとする。

### (1) 風邪等の症状による体調不良の場合

風邪等の症状があり、体調不良となった場合は、自宅で療養し、大学（学生：学生支援室、教員：大学総務室、職員：所属長）に連絡すること。また、「健康観察・行動記録表」に毎日健康状況を記入すること。

なお、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの症状のいずれかがある場合は、迷わずかかりつけ医もしくは北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤルへ相談すること。

TEL:0570-093-567（24時間受付）

(2) 新型コロナワクチン接種による体調不良の場合

新型コロナワクチン接種後の副反応で体調不良となり、通学又は通勤することができない場合は、大学（学生：学生支援室、教員：大学総務室、職員：所属長）に連絡し所定の手続きを経ること。

- ① 学生の場合：学生支援室（093-671-8915）
- ② 教員の場合：大学総務室（093-671-8910）
- ③ 職員の場合：各所属長

## 6 濃厚接触者・感染者への対応等

(1) 大学の連絡先について

学生・教職員が濃厚接触者となった、PCR検査を受けることになった場合又は感染者と診断された場合には、速やかに大学に連絡すること。

- ① 学生の場合：学生支援室（093-671-8915）
- ② 教員の場合：大学総務室（093-671-8910）
- ③ 職員の場合：各所属長

(2) 対応フローについて

学生・教職員が濃厚接触者となった、PCR検査を受けることになった場合又は感染者と診断された場合における具体的な対応は、資料2「新型コロナウイルス濃厚接触者・感染者に対する対応フロー」のとおりとする。

併せて、教職員については、資料3「新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の対応」に基づき、以下の点を確認すること。

- ① 職員が風邪等の症状（発熱、倦怠感、味覚障害等）を発症した場合
- ② 職員が新型コロナウイルスの検査をすることとなった場合
- ③ 職員の家族が風邪等の症状（発熱、倦怠感、味覚障害等）を訴えた場合
- ④ 職員が濃厚接触者に判定された場合
- ⑤ その他の濃厚接触者と同等とみなすものについての対応

(3) 感染後の対応・感染防止策の改善について

感染後の対応・感染防止策の改善については、大学執行部において、保健所からの指導内容や関係部署・関係者からの情報を収集し、法人と連携して対応するものとする。

- ① 感染者・濃厚接触者の行動記録
- ② 感染者の濃厚接触が疑われる学生・職員・部署への対応
- ③ 感染者・その家族に対するケア（人権の尊重及び個人情報の保護を徹底）
- ④ 休講措置・授業再開の検討
- ⑤ 学内の消毒場所（保健所・法人と相談）
- ⑥ 大学ホームページ等での公表
- ⑦ 文部科学省への報告
- ⑧ 感染防止策の改善

(4) 学内相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安等を抱えている学生に対して相談窓口を設置し、電話又はメール等で対応するものとする。

1号館1階 九州国際大学学生相談室「やわらかカフェ」

連絡先 電話：093-662-8337（やわらかカフェ直通）

メールアドレス：soudan@kiu.ac.jp

(5) 感染者等への配慮について

新型コロナウイルスは、誰でも感染しうる感染症であるため、感染者、濃厚接触者及びその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷することがないように十分配慮・注意すること。

## 7 感染予防の啓発活動

感染の予防と感染拡大を防止するためには、一人ひとりが、「マスクの着用」、「手洗い」、「人と人の距離の確保」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底し、「3つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動を徹底することである。

また、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「感染しているかもしれない」ということを常に意識して行動する必要がある。

よって、学生、教職員に対し、政府・自治体等からの情報に基づき、以下の啓発活動を継続して行う。

- ① 大学のホームページ、KIUポータル、ポスター等を通じて啓発活動を行う。
- ② ワクチン接種後も引き続き、マスク着用など基本的な感染対策を行う。
- ③ マスクの着用、手洗い・手指消毒、「3つの密」及び感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、マスク会食等の周知、検温、健康観察・行動記録表などの作成について分かりやすく発信する。





「出典：首相官邸、内閣官房、福岡県庁のホームページ」

## 8 国内の移動（出張・帰省・旅行等）について

- (1) 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は極力控えること。
- (2) やむを得ず移動しなければならない場合は、目的地の感染状況を十分把握したうえで、各自で感染対策を講じて慎重に行動すること。
- (3) 移動する場合は、「3つの密」を回避し、基本的な感染対策である「マスクの着用」「手洗い」及び「人と人との距離の確保」を徹底すること。

## 9 海外への渡航（出張・留学・研修等）について

- (1) 海外への渡航については、新型コロナウイルスに対する各国の対応（入国の条件・行動制限措置）は流動的であることから、外務省等が発信する情報や感染状況等を踏まえ、大学が個別に判断・許可する。
- (2) 感染状況は日々刻々と変化していることから、外務省海外安全ホームページや政府等が発信する情報に合わせて見直しを行う。

**【外務省海外安全ホームページ】**

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)



## 10 学内行事やイベントについて

- (1) 実施責任者は学内外の感染状況を十分踏まえ、実施の可否について慎重に検討すること。
- (2) 実施する場合は、行事等の態様・特徴に応じて必要な感染拡大防止措置（「3つの密」の回避、「マスクの着用」、「手洗い」、「人と人との距離の確保」、「こまめな換気」などを徹底）や開催方式の工夫（屋内では人数制限・分散実施・時間短縮など）を行うこと。

## 11 懇親会、学外活動等の宿泊について

- (1) 卒業生の送別会、新入生の歓迎会など飲食を伴う懇親会は当面の間、自粛すること。

なお、懇親会を行う場合は、福岡県からの通知「感染リスクを避ける飲食店等の利用について（利用者の遵守事項）」を遵守すること。

### 【福岡県ホームページ：新型コロナウイルス感染症への対応について】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>

- (2) 学外活動（ゼミ等の授業）及び課外活動（サークル）で宿泊を伴うものについて、感染が拡大（緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域）している場合は中止すること。

なお、やむを得ず実施する場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、原則活動に参加する学生は、全員検査を実施して活動の参加可否を学外活動等の責任者が確認すること。また、宿泊する部屋は個室として、基本的な感染防止対策（「3つの密」の回避、「マスクの着用」、「手洗い」、「人と人との距離の確保」、「常時換気又はこまめな換気（30分に1回・5分間以上）」などを徹底すること。

### <参考資料>

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）
- ・大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底（周知）：2文科高第998号 令和3年1月29日
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）：事務連絡 令和3年8月25日
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）：事務連絡 令和3年9月9日
- ・福岡コロナ警報の解除と今後の対応について：3人政第690号 令和3年10月12日
- ・大学等における私費外国人留学生の入国再開について：事務連絡 令和3年11月5日
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）：事務連絡 令和4年1月19日
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）：事務連絡 令和4年2月18日



**【別添資料】** ※K I Uポータル等で別途配信する。

資料1 新型コロナウイルス対策用フローチャート（体調不良の場合の対応）  
（学生・教職員用）

資料2 新型コロナウイルス濃厚接触者・感染者へ対する対応フロー  
（学生・教職員共通）

資料3 新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の対応  
（教職員用）

資料4 健康観察・行動記録表  
（学生・教職員共通）